

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の規定に基づく射撃指導員の指定並びに解除に関する規程

昭和53年12月1日  
石川県公安委員会規程第4号

改正 平成19年7月12日公安委員会規定第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号以下「法」という。)第9条の3及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号以下「規則」という。)に基づく射撃指導員の指定並びに解除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(射撃指導員の数)

第2条 法第9条の3の規定に基づき指定する射撃指導員の数は、石川県内における指定射撃場の数及び規模並びに射撃場の利用者数等から判断して必要と認められる範囲内とする。

(指定申請書の受理)

第3条 警察署長は、射撃指導員の指定申請書を受理したときは、当該申請書の記載事項について調査のうえ、その結果を添付して警察本部長(以下「本部長」という。)に進達するものとする。

(審査の方法)

第4条 規則第11条の6に定める射撃指導員の基準に適合するか否かの審査は、次の各号によって行うものとする。

- (1) 規則第11条の6第1項第2号については、日本クレ射撃協会、日本ライフル射撃協会、大日本猟友会、全日本狩猟倶楽部、又は全日本指定射撃場協会の加盟団体が交付する推せん書の有無、銃砲火薬類及び狩猟に関する法令の違反歴の有無並びに石川県警察本部の主管部長及び主管課長による面接
- (2) 規則第11条の6第1項第4号については猟銃等の所持に関する法令及び猟銃等の使用、保管等の取扱いについての筆記試験
- (3) 規則第11条の6第1項第5号については、射撃指導の種別に応じた銃砲の操作及び射撃に関する実技試験

2 審査は、規則第11条の6第1項第1号及び第3号並びに前項第1号及び第2号を一次審査とし、この合格者に対してのみ第3号の二次審査を行うものとする。

3 審査に当たり、不正な行為又は審査を安全に実施するための指示に従わない行為を発見した場合は、その時点でその者の審査を打ち切るものとする。

(審査の合格基準)

第5条 前条第1項の審査の合格基準は次のとおりとする。

(1) 第1号については、次の要件を満たす者であること。

ア 過去5年以内に銃砲火薬類及び狩猟に関する法令の違反歴がないこと。

イ 射撃指導員としての信望、適格性及び指導能力を有すること。

(2) 第2号及び第3号については、80%以上の成績であること。

(指定及び指定書等の交付)

第6条 申請者が第4条による審査に合格したときは、規則第11条の6に定める射撃指導員の基準に適合していると認め、規則第11条の8に定める射撃指導員指定書を交付するものとし、審査に合格しなかったときは、別記様式の射撃指導員指定申請却下通知書を交付するものとする。

2 前項の指定書及び通知書の交付は、当該申請者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

(解除及び解除通知書の交付)

第7条 射撃指導員が規則第11条の6に定める基準に適合しなくなったと認めるときは、当該者に対して規則第11条の9に定める射撃指導員指定解除通知書を交付して、指定を解除するものとする。

2 前項の認定にあたって必要がある場合は、第4条に定める審査を行うことができる。

3 第1項の通知書の交付は、当該射撃指導員の住所地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

(指定解除事由の報告)

第8条 警察署長は、射撃指導員が規則第11条の6に定める基準に適合しなくなったと認められるときは、速やかにその理由を本部長に報告するものとする。

(射撃指導員に対する指導教養)

第9条 警察本部の主管課長は、射撃指導員名簿を備え付け、常にその実態を把握するとともに、射撃指導員に対して適宜必要な指導教養を実施し猟銃等に関する知識、技能の向上に努めるものとする。

附 則

この規程は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月12日から施行する。